

～ 「首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言」 に賛同した
東京都、経済団体、労働、福祉、教育など関係 8 団体による～

**障 害 者 雇 用 ・ 就 労 推 進
連 携 プ ロ グ ラ ム 2 0 0 9**

目 次

・策定に当たって	1
・首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言	2
・障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン	3
・障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2009	6
行動 1 地域の就労支援ネットワークを構築します。	6
事業 1 就労支援ネットワーク強化・充実事業	7
事業 2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施	7
行動 2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。	8
事業 3 区市町村障害者就労支援事業の充実	9
事業 4 障害者就業・生活支援センター事業の拡充	9
事業 5 障害者一般就労・職場定着促進支援事業	9
事業 6 離職・再チャレンジ支援助成事業	9
行動 3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。	10
事業 7 民間を活用した企業開拓	11
事業 8 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	11
行動 4 障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。	12
事業 9 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進	13
事業 10 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進	13
行動 5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。	14
事業 11 障害者職場実習ステップアップモデル事業	15
事業 12 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充	15
事業 13 職場実習・職場見学促進事業	15
行動 6 福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。	16
事業 14 地域開拓促進コーディネーターの設置	17
事業 15 キャリアカウンセリングの普及	17
行動 7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。	18
事業 16 就労支援体制レベルアップ事業	19
事業 17 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供	19
行動 8 効果的な就労支援ツールを普及させます。	20
事業 18 支援プログラム（職業評価等）の普及	21
行動 9 精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。	22
事業 19 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布	23
事業 20 東京ジョブコーチ支援事業の推進	23
事業 21 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化	23
事業 22 精神障害者の職場復帰支援の推進	23
事業 23 精神障害者の雇用継続支援の推進	23
行動 10 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。	24
事業 24 事業の紹介	25
行動 11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。	26
事業 25 企業への障害者雇用相談の実施	27
事業 26 【緊急雇用創出事業】企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業	27
事業 27 「特例子会社等設立促進助成金」の活用	27

行動 12 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。	28
事業 28 経営者向けセミナー等の実施	29
事業 29 事業者向けセミナー等の実施	29
事業 30 特別支援学校等との情報交換	29
事業 31 企業向け普及啓発セミナー	29
事業 32 企業向けワークショップ等の実施	29
行動 13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。	30
事業 33 障害者雇用支援月間（9月）における情報発信関係事業	31
事業 34 障害者週間におけるPRの実施	31
行動 14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。	32
事業 35 就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布	33
事業 36 学校PR～企業向けDVDの作成の推進（再掲）	33
事業 37 雇用好事例集などの作成	33
事業 38 重度障害者等雇用企業実態調査の実施	33
行動 15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。	34
事業 39 事業協同組合の活用による新たな仕組みの検討	35
行動 16 中小企業に対する支援を強化します。	36
事業 40 中小企業障害者雇用支援助成事業	37
事業 41 東京ジョブコーチ支援事業の推進（再掲）	37
事業 42 総合コーディネーター事業の推進	37
事業 43 障害者雇用優良企業登録制度の推進	37
事業 44 「特定求職者雇用開発助成金」の活用	37
事業 45 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用	37
行動 17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。	38
事業 46 基準に基づいた指導	39
行動 18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。	40
事業 47 教育委員会の一般の雇用の拡充	41
事業 48 チャレンジ雇用の拡充 - 2【緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用	41
行動 19 「キャリア形成シート（個別移行支援計画を含む）」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。	42
事業 49 個別移行支援計画の引継ぎ	43
行動 20 ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。	44
事業 50 ハローワークを中心としたチーム支援の実施	45
・事業名一覧	46
・東京都障害者就労支援協議会 委員名簿	47
・東京都障害者就労支援協議会 事務局名簿	48
資料編	49
データ一覧	50
連絡先一覧	54

策定に当たって

東京都障害者就労支援協議会は、平成20年11月、「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」を策定しました。

また、「行動宣言」と併せて20の行動を掲げた「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」も示しております。

最近の雇用失業情勢は、昨年12月を潮目に、完全失業率が上昇し、新規求人が大幅に減少する一方、新規求職者が大幅に増加して、有効求人倍率が急激に低下するなど厳しさを増しています。

厳しい雇用情勢ながら、障害者一人ひとりの特性を見極め、職業準備性や生活への支援を的確に実施することで就職に結びついています。

今後とも、福祉施設から企業へと移行を支援する仕組みを強化しながら、就職を希望する障害者を企業につないでいきます。

また、全般的な雇用動向に対応し、「福祉から雇用へ」移行を推進するとともに、離職した場合の再就職支援、在職中の障害者の雇用の維持についても、関係団体の連携のもと、さらに実施していきます。

そして、国、東京都はじめ都内自治体も、率先してチャレンジ雇用を実施し、一般企業への橋渡しを図っていきます。

こうした状況を踏まえ、行動宣言及び行動指針に基づき、本プログラムを策定し、具体的に事業を推進していきます。

首都 TOKYO 障害者就労支援 行動宣言

障害の有無にかかわらず、働く意欲のある人が、必要な支援を受け、いきいきと働けるTOKYOの実現をめざします。

東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、障害のある方の雇用・就労の推進に取り組むことにより、だれもがともに働くことのできる社会を実現します。

- (宣言1) **社会全体で支援します！**
～障害者一人ひとりの雇用と就労～
- (宣言2) **就労移行を推進します！**
～福祉施設から企業へ～
- (宣言3) **雇用機会を拡大します！**
～障害特性に応じて～
- (宣言4) **ミスマッチを解消します！**
～「働きたい」と「雇いたい」～

私たちは、東京都障害者就労支援協議会の策定したこの宣言に賛同し、次の指針に基づき行動します。

平成20年11月

東京都
東京都教育委員会
東京都社会福祉協議会
東京労働局
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
東京障害者職業センター
東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会

障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）

東京には、「ハローワーク」が17か所、主な障害者就労支援機関として、「障害者就業・生活支援センター」が5か所あるほか、東京都独自の「区市町村障害者就労支援センター」が43区市に設置されています。また、専門的な支援機関として、東京障害者職業センターなどがあります。

そして、知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす、新しいタイプの特別支援学校高等部の設置も進められています。

さらに、東京障害者職業能力開発校、都立職業能力開発センター（一般校）、（財）東京しごと財団心身障害者職能開発センターなどにより、職業能力開発・職業訓練が実施されています。

一方で、障害者雇用に積極的に取り組む企業も多く、「1店舗に1人の障害者雇用」「精神障害者のグループ就労」「重度の知的障害者を雇用する特例子会社」など、さまざまな先駆的取組をしている企業もあります。

今後、このような就労支援事例や雇用事例の分析、紹介を通じて、東京都全域に先駆的な取組を展開させるなど、多様な企業が集積している大都市の特性を活かして、障害者一人ひとりの就労の実現を図り、首都東京から、障害者雇用のムーブメントを起こしていきます。

そのため、以下のように、4つの宣言に基づき、10の視点、20の行動を掲げて取り組めます。

（宣言1） 社会全体で支援します！ ～障害者一人ひとりの雇用と就労～

（宣言2） 就労移行を推進します！ ～福祉施設から企業へ～

（宣言3） 雇用機会を拡大します！ ～障害特性に応じて～

（宣言4） ミスマッチを解消します！ ～「働きたい」と「雇いたい」～

(視点1) 地域で生涯にわたって安心して働ける

行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

行動2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

(視点2) 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

行動4 障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。

行動5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

(視点3) 「福祉施設から企業へ」向かう流れ

行動6 福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

(視点4) 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

行動8 効果的な就労支援ツールを普及させます。

(視点5) 精神障害者の就労促進にアタック

行動9 精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。

行動10 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

(視点6) “ともに働く”意識の開拓

行動11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。

行動12 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。

行動13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。

行動14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

(視点7) 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。

行動16 中小企業に対する支援を強化します。

(視点8) 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

(視点9) 公的機関も雇用拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

(視点10) 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19 「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

行動20 ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

視点1 地域で生涯にわたって安心して働ける

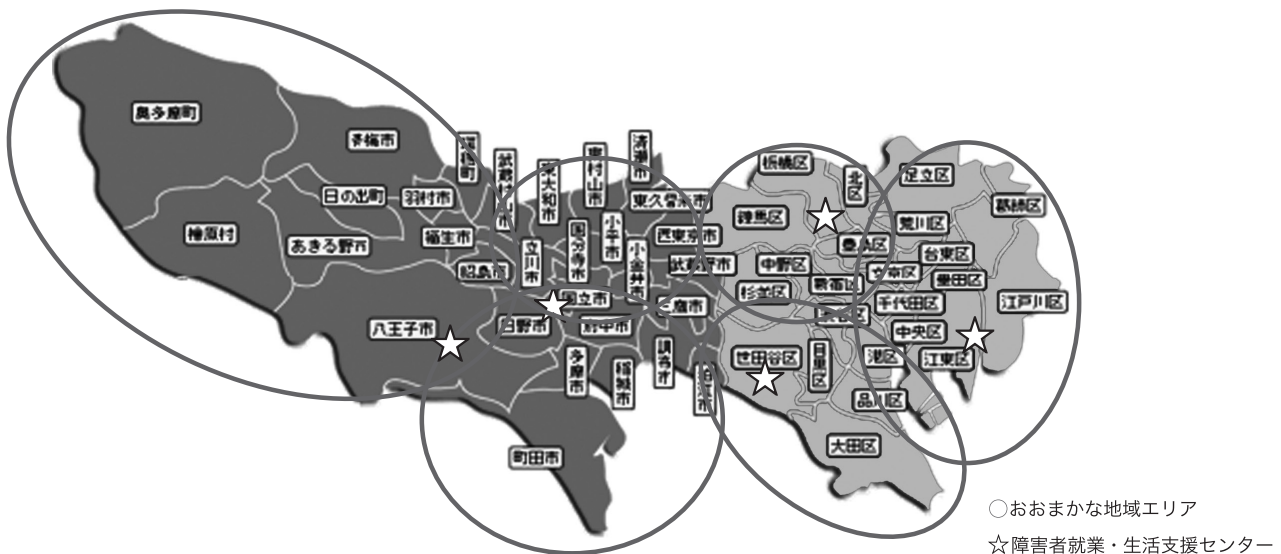
行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を6ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロック毎に1か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

<ブロック地図>



※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>1 就労支援ネットワーク強化・充実事業 就労支援ネットワークに必要な各種会議や研修会開催等の費用を助成し、就労支援ネットワークの構築を推進する。 【補助単価】 1 圏域1,000千円(年間) 【対 象】 6ブロック</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、就労移行事業者等の連携を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター他</p>
<p>2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施 福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。 【規模】 30名 1回 250名 1回</p>	<p>160名規模 1回 (東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催)</p>	<p>地域の状況に応じた職業リハビリテーションネットワークの基盤を整備すること及び障害者に対する具体的な支援方法について共通認識を形成してネットワークを機能させていく。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

事業名・事業内容	平成20年度実績	平成21年度事業目標	担当
<p>3 区市町村障害者就労支援事業の充実 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1 所常勤 1 人当たり6,774千円 非常勤 1 人当たり1,929千円 (都1/2 区市町村1/2補助)</p>	<p>43区市で整備 (22区・21市) *杉並区は障害者雇用支援センター (国事業)</p>	<p>身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、平成23年度までに全区市町村で実施する。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター</p>
<p>4 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。 【補助単価】 1 所 16,221千円 (雇用安定等 (国委託)・生活支援 (都委託))</p>	<p>5センター整備 (区部3、市部2)</p>	<p>6つの地域の就労支援ネットワークに1つずつの設置を目指しており、残る1センターを整備する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター</p>
<p>5 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 ①就労移行支援事業者による社会適応等に関する講座企画・開催 ②フォロー事業として一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会の企画 ③雇用検討企業の職務分析の実施 【補助単価】 5回以上開催につき1回当たり20千円を助成</p>	<p>21年度新規事業</p>	<p>障害者が一般就労へ移行した後、就業生活を支援するとともに、企業への職務の提案など職場定着できるよう、さらなる支援を実施する。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 ①②③就労移行支援事業者 ③就労継続支援事業者 (A型・B型)</p>
<p>6 離職・再チャレンジ支援助成事業 ①離職の危機を迎えている者への対応 ②やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会の提供 【補助単価】 1人当たり40千円 (支援開始後1月のみ助成)</p>	<p>21年度新規事業</p>	<p>離職の危機に際して、意欲を失う前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも再度、一般就労への移行を支援する。</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者 (A型・B型) 旧法授産施設</p>

視点2 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約3割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

永福学園	平成 19 年度開校
青峰学園	平成 21 年度開校（予定）
南多摩地区学園養護学校（仮称）	平成 22 年度開校（予定）
板橋学園特別支援学校（仮称）	平成 25 年度開校（予定）
東部地区学園特別支援学校（仮称）	平成 27 年度開校（予定）

（東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 事 業 目 標	担 当
<p>7 民間を活用した企業開拓 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保する仕組みを構築する。</p>	<p>開拓企業数・実習受入可能企業数 延675社</p>	<p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層、促進するため、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校</p>
<p>8 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。</p>	<p>永福学園 (平成19年4月開校) 青峰学園 (平成21年4月開校)</p>	<p>南多摩地区学園 (仮称) (平成22年4月開校予定) 板橋学園 (仮称) (平成25年4月開校予定) 東部地区学園 (仮称) (平成27年4月開校予定)</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校</p>

行動 4

障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用をさらに促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

身体障害者を対象として、CADオペレータ、ビジネス経理、医療総合事務、編集デザインなどの訓練を実施しています。また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施しています。そして、平成20年度、試行的にオフィスワーク科に精神障害者の訓練枠を新たに設定しました。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

城東職業能力開発センター足立校において、知的障害者を対象とする実務作業の科目を設置しました。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

身体障害者を対象として、CADオペレータ、OAスキル、一般事務などの訓練を実施し、知的障害者を対象として、作業適応訓練を実施しています。

そして、平成20年度、試行的に高次脳機能障害者の訓練枠を設定しました。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

（東京都、東京しごと財団）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
9 東京障害者職業能力開発校 における訓練の推進 各種系(情報、ビジネス、医療・福祉事務、グラフィックメディア、機械・図面、ものづくり、アパレル、短期ビジネス、OA実務、実務作業)	訓練規模 255名	訓練規模 255名 身体障害者を対象として、左記の様々な訓練を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京障害者職業能力開発校
10 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進 知的障害者向け科目の一般展開(実務作業科)	城東職業能力開発センター足立校 10名	城東職業能力開発センター足立校 10名 城南職業能力開発センター 20名 今年度から城南職業能力開発センターで20名を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 都立職業能力開発センター

行動 5

企業等での訓練・実習の場を 拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、福祉施設からの移行が進むにつれて、企業等での実習のニーズが急速に高まることが予想され、企業にとってはさらに実習が受入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

また、東京しごと財団、東京都教育委員会、特別支援学校、経営者団体等により、実習協力企業の開拓をさらに推進します。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で職業訓練を行います。精神障害者、発達障害者を含めて、750人の訓練を実施しています。今後とも、ハローワークとの連携や企業OB等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

さらに、東京しごと財団による、企業実習への支援を充実していくとともに、就労支援機関、特別支援学校等による企業開拓に関する情報の一元化を検討していきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>11 障害者職場実習ステップアップモデル事業 企業15社で障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>福祉施設の利用者が企業で働くことを体験し、また、障害者雇用を未経験の企業が雇用に向けて職場・職域の開拓を体験するために、企業への短期の「モデル実習」をコーディネートし、障害者の雇用・就労につなげる。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>12 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 実施定員 750名→800名 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。</p>	<p>750名</p>	<p>企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、800人の訓練を実施する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 東京しごと財団心身障害者職能開発センター</p>
<p>13 職場実習・職場見学促進事業 職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、企業見学を実施した場合に助成。</p> <p>【補助単価】 設備整備 5,000千円 見学補助 20千円</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>職場実習は、作業能率の向上や現場感覚の習得など、一般就労への移行に有効であり、受け入れ先の確保を促進し、推進していく。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者（A型・B型）</p>

視点3 「福祉施設から企業へ」向かう流れ

行動6

福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

都内には、福祉施設における就労の場として、従前の授産施設、小規模作業所のほか、障害者自立支援法に基づき新たに設置された就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

その福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターなどにつなげていく仕組みや支援技術の向上を目指します。

そのため、福祉施設の職員が、利用者への、いわゆるキャリアカウンセリング（※）を実施していきます。

また、区市町村障害者就労支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターは、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

※ キャリアカウンセリング

個人のキャリア形成に関する悩みを解決する相談やサポート。雇用環境や労働市場を熟知したキャリアカウンセラーが、スキルやキャリアを活かした仕事への就労を支援するもの。

（福祉施設、就労支援機関）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>14 地域開拓促進コーディネーターの設置 「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用の意識付けを行う。 【補助単価】 1所 1,929千円(年間)</p>	16区市に設置	平成23年度までにすべての区市で設置することを目指す。	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター</p>
<p>15 キャリアカウンセリングの普及 福祉施設職員がキャリアカウンセリングの手法を習得し、利用者へ実施する。</p>		福祉施設の職員が、障害者の就労への意欲や能力を引き出せるよう、キャリアカウンセリングの手法を習得する研修の機会の提供等について検討していく。	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 就労移行支援事業者 区市町村障害者就労支援センター</p>

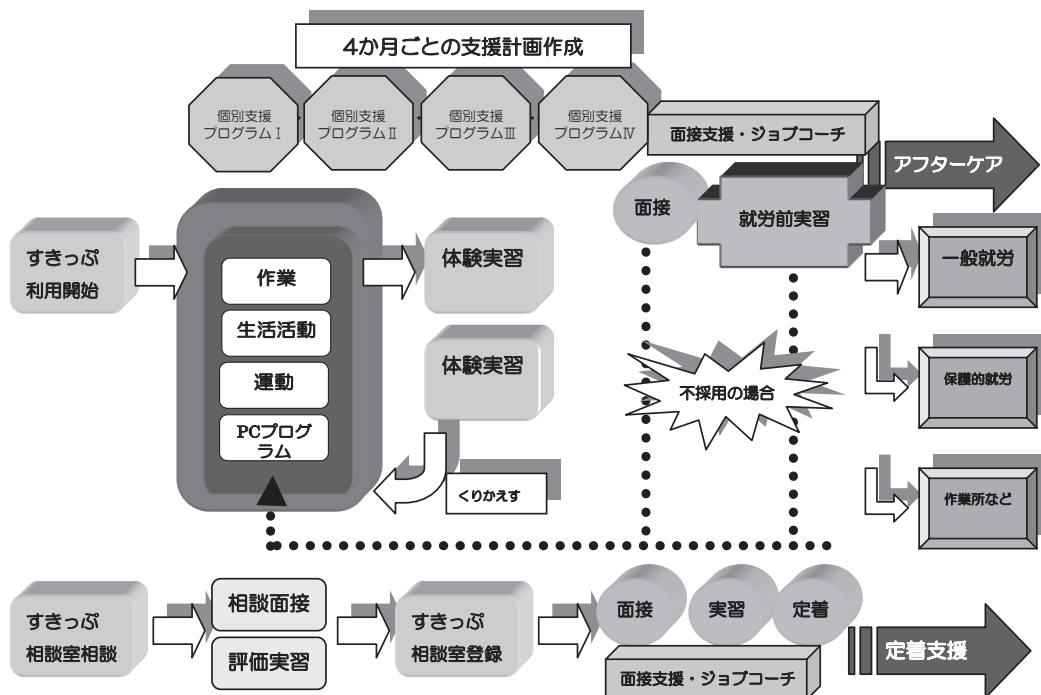
視点4 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

先駆的に就労支援を実施している障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関、また、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどの専門的広域的な支援機関は、これまでに多くの就労支援ノウハウを蓄積しています。

こうしたノウハウについて、互いのセンターや、就労移行支援事業者をはじめとする福祉施設に提供することなどにより、福祉施設の従事者の人材育成を図り、地域全体の就労支援力を高めていきます。

<例 世田谷区立知的障害者就労支援センター すきっぷ 就職までの流れ>



※ 世田谷区の「すきっぷ」では、高い就労移行率を保持していますが、その推進力になっているのが、4か月毎の個別支援プログラムの作成・実施と、それぞれに対応した体験実習の展開です。

(就労支援機関、福祉施設、東京障害者職業センター、東京都)

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 事 業 目 標	担 当
<p>16 就労支援体制レベルアップ事業 区市町村障害者就労支援事業や就労移行支援事業所の支援員を対象に障害者の就労支援を行ううえで必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。</p> <p>【規模】 100名 3日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>100名規模 3日間実施</p>	<p>区市町村障害者就労支援事業や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者の支援員の技術の向上を図る。</p> <p>*本年度は、下記17の東京障害者職業センターの研修と合同で実施。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>17 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供 福祉施設等に対し、就労支援方法に関する技術的な助言や援助を積極的に行うほか、就労移行支援事業者の就労支援員等を対象に、就業支援に必要な基本的知識・技術等を付与するための研修を行う。</p> <p>【規模】 3日間の研修を5回 (各30名)</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者の就労支援員が重点対象、その他福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員</p>	<p>21年度 新規事業</p> <p>※前身の「就業支援基礎講座」は、30名規模、2日間の講座を3回実施</p>	<p>福祉、医療等の機関において、就業支援を担当する職員が効果的な職業リハビリテーション業務を実施できるようにする。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

行動 8

効果的な就労支援ツールを普及させます。

各就労移行支援事業者、就労支援センター等が使用している就労移行支援プログラムや職業評価（アセスメント）、マッチングなどの支援ツールなどは、それぞれの機関の創意工夫のもとに作成されています。

東京都は、このような就労移行支援プログラムなどの各種支援ツールについて、事例集を作成し、各就労支援機関に情報提供することにより普及させ、全体の就労支援事業のレベルアップを図っていきます。

（就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都）

<コラム1>

受け入れ側の企業と送り出し側の福祉施設のミスマッチの解消

（受け入れ側）

◆障害者雇用の阻害要因

- ・ 障害者に適した職務がない（60.6%）
- ・ 建物のバリアフリー化などが進んでいない（43.3%）
- ・ 障害者雇用のノウハウが乏しい（28.9%）
- ・ 企業が求める知識・技能を有する障害者が少ない（27.0%） など

◆期待する公的支援

- ・ 各種助成金の拡大（42.3%）
- ・ 障害者の作業能力に関する情報提供（35.9%） など

平成19年3月 全国中小企業団体中央会
「中小企業における障害者雇用実態調査」より

（送り出し側 通所施設）

◆一般就労の阻害要因

- ・ 日々の作業指導で工賃を確保するので、精一杯である。
- ・ 職業訓練する余裕がない。
- ・ 作業能力のある障害者が一般就労すると、施設全体としての作業効率や工賃が低下する。
- ・ 利用者に対し、一般就労への意欲を引き出していない。

平成19年度 事業者へのヒアリング等より

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 事 業 目 標	担 当
<p>18 支援プログラム（職業評価等）の普及</p> <p>職業評価等の支援ツールについて各就労支援機関に情報提供する。</p>	<p>「就業支援基礎講座」における冊子の配布と活用方法の講義実施</p>	<p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構作成の「就労支援のためのチェックリスト活用の手引き」を就労移行支援事業者等に紹介、普及し、就労支援のレベルアップを図る。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

視点5 精神障害者の就労促進にアタック

行動9

精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。

精神障害者のグループ就労の取組は、作業所等への委託契約により直接雇用でない場合もありますが、一般就労へのステップとして、有効であると考えられます。そこで、ひとつの就労形態として紹介し、推奨していきます。

また、精神障害者は、心身が疲れやすい場合が多いので、当初は休憩を多く、労働時間を短くするなどして、時間をかけて仕事に慣れてもらう必要があります。そのためには、雇用主や支援者は、医療機関のスタッフに、あらかじめ障害状況や対処方法を聞いておくなど、医療機関との連携が重要です。

このような本人、支援機関、企業と医療機関との連携の好事例を紹介し、就労を促進していきます。

また、うつ病などで休職している方に対して、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどにより、復職支援をしています。

(東京都、就労支援機関、東京障害者職業センター)

<ヤマト運輸(株)の事例>

【障がい者によるクロネコメール便配達事業】 ～地域に密着した仕事を！

【障害のある従事者数】 1,045名 ※平成20年1月1日現在

一般就労への
足がかり

- 施設・作業所とヤマト運輸(株)との委託契約による就労で、全国281施設・作業所毎のグループ就労という形態を取り、精神障害のある方が多く働いている。
- 配達委託単価(賃金)は、健常者と同じで、障害者の自立を促進している。
- ヤマトのユニフォームを着用し、地域の人々と交流しながら、誇りをもってメール便の配達業務に従事している。

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>19 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布 精神障害者を雇用して成功している事例などを集めてリーフレットを作成し、広く事業主に配布することで、雇用を検討する際の参考にしてもらう。</p>	10,000部	ハローワーク・障害者就業・生活支援センター・区市町村障害者就労支援センター等関係機関や、事業主団体を通じて事業主等に配布し普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
<p>20 東京ジョブコーチ支援事業の推進 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。</p>	ジョブコーチ数 20名 支援開始数 67件 稼働延日数 234日	ジョブコーチ数：40名登録 21年度20名養成 支援目標320件 知的障害者中心から精神障害者等への支援拡大	【事業所管】 東京都
<p>21 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化 医療機関、保健福祉機関、事業主団体、産業保健機関等の識者を委員とした「精神障害者雇用連絡協議会」を開催する。 【開催回数】 4回</p>	4回	精神障害者の雇用に関する地域の機運の醸成及び理解の促進、事業主への啓発、各関係機関の連携等について協議し、雇用支援ネットワークの充実強化を図る。	【事業所管】 東京障害者職業センター
<p>22 精神障害者の職場復帰支援の推進 職場復帰支援（リワーク支援）の実施体制を拡充して実施するとともに、復職支援の困難事案に対しては障害者職業総合センターの研究・技法開発の成果を活用した支援を効果的に実施する。</p>	職場復帰コーディネート 114名 リワーク支援 79名	増大する企業・精神障害者の職場復帰支援ニーズに迅速に応えるとともに、リワーク支援のノウハウの蓄積に努める等、質・量両面のニーズに的確に対応する。	【事業所管】 東京障害者職業センター
<p>23 精神障害者の雇用継続支援の推進 雇用支援ネットワークを活用し、各関係機関との緊密な連携による精神障害者に対するジョブコーチ（東京障害者職業センター配置型職場適応援助者及び第1号職場適応援助者）による支援を積極的に実施する。</p>	57名	就業中の精神障害者に対する雇用継続支援をさらに積極的に実施することにより精神障害者の職場定着の促進に資する。	【事業所管】 東京障害者職業センター

行動10

「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター等は、国の「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」（対象雇用6か月以上12か月以内：週10時間以上20時間未満）（※）の活用を積極的に企業等にPRし、精神障害者の雇用を促進していきます。

※ 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」は、平成20年度に開始された国の制度です。

精神障害者を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら徐々に就業時間を延ばしていく「ステップアップ雇用」に取り組む事業主を支援するものです。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関）



事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 事 業 目 標	担 当
<p>24 事業の紹介 精神障害者の特性を踏まえ、一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し、「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、精神障害者及び事業主の相互理解を促進し、雇用機会の確保を図る。</p>	<p>平成21年4月1日 雇用期間及び週所 定労働時間の改正</p>	<p>企業向けの各種雇用支援セミナー等あらゆる機会を通じて、制度の周知を図り、積極的な利用を促進する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p>

視点6 “ともに働く”意識の開拓

行動11

経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。

障害者雇用促進法等により、障害者雇用に対する企業への要請が高まってきていますが、その反面、障害者雇用に不安を抱く企業も少なくありません。そこで、東京経営者協会では、障害者を雇用することを困難に感じている企業に対して、障害者雇用相談を実施しています。

また、今後、多くの企業に障害者雇用への理解と実現を図るため、相談事業や情報提供等のサービスの拡充を図っていきます。

◇主なサービス（東京経営者協会）

- 1 **コンサルテーションサービス**
企業の状況に合わせた個別相談、特例子会社設立準備支援、継続就労支援等
(毎月第二水曜日)
- 2 **セミナー開催**
法・制度改正等の周知、障害者雇用拡大を目的としたセミナーを随時開催
- 3 **調査・出版**
特例子会社設立マニュアル
障害者雇用に関するアンケート
企業担当者のための障害者雇用実務ハンドブック等

(東京経営者協会)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>25 企業への障害者雇用相談の実施</p> <p>月に1度、障害者雇用アドバイザーによる対面での相談。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施。</p>		<p>関係諸機関との連携を強め、質の高い雇用促進に資する相談体制を充実する。</p> <p>◆コンサルテーションサービス 企業の状況に合わせた個別相談、特例子会社設立準備支援、継続就労支援等 (毎月第2水曜日)</p>	<p>【事業所管】 東京経営者協会</p>
<p>26 【緊急雇用創出事業】企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業</p> <p>対象企業を個別に訪問し、都の障害者雇用支援メニューを紹介する。特に、「中小企業雇用支援助成事業」「特例子会社設立支援事業」「東京都障害者雇用優良企業登録制度」については重点的に説明し、障害者雇用の促進に資する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>訪問企業 従業員56人以上1000人未満の企業約15000社を3年で全社訪問(年間5000社)、障害者雇用普及啓発推進員15名</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>27 「特例子会社等設立促進助成金」の活用</p> <p>【支給期間】 3年間</p> <p>【支給金額】 雇用規模・経過年度により 1000万円～5000万円(年額)</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>新たな「特例子会社等設立促進助成金」を活用し、特例子会社の設立を促進する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p>

行動12

企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の改正内容（※）をはじめ、中小企業での障害者雇用のノウハウ等について、地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を通じて周知・普及を図っていきます。

また、障害者と中小企業のマッチングを促進し、障害者の中小企業での定着率の向上に資するため、東京都の特別支援学校等と東京商工会議所会員企業との情報交換の実施について検討していきます。

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、中小企業における各種の雇用促進策が実施されています。

(東京商工会議所)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>28 経営者向けセミナー等の実施 東京労働局、障害者雇用アドバイザー、東京障害者職業センターの協力のもと、「障害者雇用促進セミナー」を実施。</p>		<p>定期的にセミナーを実施することで、障害者雇用の理解促進に努める。</p> <p>◆セミナー開催 法・制度改正等の周知、障害者雇用拡大を目的としたセミナーを随時開催。</p>	<p>【事業所管】 東京経営者協会</p>
<p>29 事業者向けセミナー等の実施 地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を実施。</p>	<p>障害者雇用促進イベント「踏み出そう！ともに生きる未来へ！」 (199名参加)</p>	<p>【本部】 障害者就労支援セミナー（7月） 【世田谷支部】 11月、2月に研修会開催予定。 その他、区民祭り、未来博へ出展（8月、10月）、雇用促進イベント（10月）を計画 【港支部】 NPO、ハローワークと共催セミナー計画</p>	<p>【事業所管】 東京商工会議所</p>
<p>30 特別支援学校等との情報交換 特別支援学校と雇用企業との間で具体的に情報交換を実施する。</p>	<p>障害者雇用促進イベントで事例発表</p>	<p>特別支援学校の卒業生と雇用した企業による発表会を通じて障害者雇用の周知を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京商工会議所</p>
<p>31 企業向け普及啓発セミナー 東京都（福祉保健局、教育庁及び産業労働局）が東京労働局と連携して企業向け普及啓発セミナーを開催する。</p>	<p>第1回：特別支援学校生徒のインターンシップ・雇用促進に向けて（参加人数230人） 第2回：これから障害者雇用に取り組む企業への普及啓発セミナー（参加人数146人） 第3回：障害者雇用、関係機関が支えます（参加人数79人）</p>	<p>第1回：特別支援学校生徒を企業に紹介（教育庁企画） 第2回：福祉施設等支援機関の支援内容について企業に紹介（福祉保健局企画） 第3回：企業の雇用実例紹介など企業に広く理解促進を図る（産業労働局企画）</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>32 企業向けワークショップ等の実施 「精神障害者の雇用管理」や「中小企業における障害者雇用」等をテーマとした企業の意見交換会やセミナーを開催する。 【規模】 ワークショップ 8回 セミナー 10回</p>	<p>ワークショップ 12回 セミナー 3回</p>	<p>企業のニーズに応じた多彩なテーマ・内容を設定し、障害者雇用の啓発や働きかけを推進する。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

行動13

「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。

障害者雇用支援月間（9月）、障害者週間（12月3日～9日）において、メディアに本行動宣言のPRや企業の求人広告を掲載していきます。

また、その期間に、各種イベントなどを「障害者雇用促進キャンペーン」として実施するとともに、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でPRしていきます。

（東京都、東京しごと財団）

< (株)ユニクロの事例 >

「全店舗に最低一名、障害を持った方を雇用する」

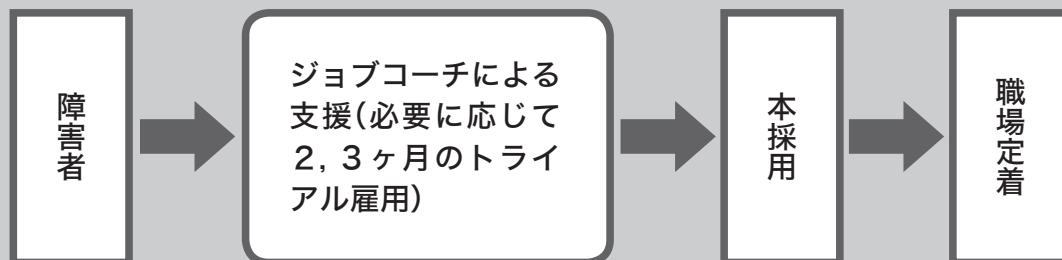
～経営トップの明確な方針

【雇用数】 783名

【雇用率】 7.43% *平成19年6月1日現在

【業務内容】 店舗での商品確認、仕分け、補整、清掃等

【特色】 職場定着率が高い。



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
33 障害者雇用支援月間（9月） における情報発信関係事業 企業・都民の皆様に向けて、 障害者雇用の機運情勢と障害者 雇用支援のためシンポジウム等 普及啓発事業を実施する。		パネル展示（9月） シンポジウム（9月29日） の実施	【事業所管】 東京都 東京しごと財 団
34 障害者週間におけるPRの 実施 障害者週間のPR用ポスター に障害者の就労支援の内容を盛り 込むなど、障害者への普及啓 発を行う。	月間「福祉保健」に 掲載	障害者週間（12月3日～6 日）における普及啓発事業 の実施	【事業所管】 東京都

行動14

障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を発行してきましたが、今後、より広く配布していきます。

そして、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害それぞれの障害特性や就労上配慮すべき事項の紹介、地域の就労支援機関の支援状況などの紹介に新たに取り組み、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。

(東京都、東京障害者職業センター)

<横河電機グループの事例>

知的障害者の職域開拓と障害者のキャリアアップを支援！

(グループで)

【雇用数】 149名 【雇用率】 2.14% ※平成19年6月1日現在

【特色】 知的障害者の職域の広さと人材育成

【横河ファウンドリー(株)】 ～知的障害者の職種一覧

人事・総務事務、経理事務（PC）、名刺作成、銘板（製品用シール）作成、IDカード作成、ゴム印作成、ホームページ更新、データオペレーション、書類の発送代行、社内便集配、カタログ在庫管理・発注、リサイクル（古紙回収など）など

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
35 就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布 企業に対して、地域の就労支援機関の支援状況などを紹介するDVDを作成、配布し、就労支援機関の一層の活用を図っていく。	21年度 新規事業	就労支援機関のPRを強化し、企業の利用を増やすことで、企業の雇用に向けた活動を促進する。	【事業所管】 東京都
36 学校PR～企業向けDVDの作成の推進（再掲） 各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだDVDを作成し活用する。	各校配布	DVDを効果的に活用するため、説明マニュアルを作成する。	【事業所管】 東京都教育委員会
37 雇用好事例集などの作成 うつ病のある者を中心とした精神障害者の職場復帰支援（リワーク）で蓄積した事例から、企業向けの支援マニュアルを作成・配布する。	21年度 新規事業	精神障害者の職場復帰支援に関する具体的なノウハウを提供し、休職者を抱える企業への普及・啓発を行う。	【事業所管】 東京障害者職業センター
38 重度障害者等雇用企業実態調査の実施 精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等について委託調査を行い、その結果を普及啓発リーフレットとして作成する。	21年度 新規事業	平成21年度調査テーマ 精神障害者・難病患者 30社程度（予定） 調査の実施、雇用実態の普及により、重度障害者等の雇用促進を図る。	【事業所管】 東京都

視点7 中小企業の障害者雇用をサポート

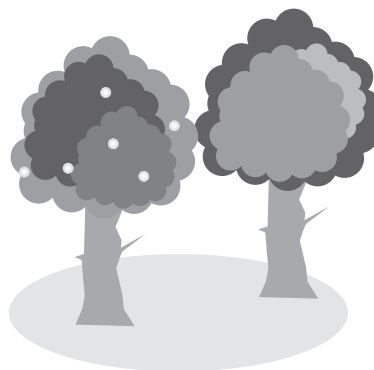
行動15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。

東京都中小企業団体中央会は、中小企業の障害者雇用について、講習会をはじめとするあらゆる会議の場や情報誌・ホームページ等を活用して、広報・啓発を図っていきます。

また、中小企業が事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する新たな仕組みを検討していきます。(※)

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、この事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合には、当該組合と組合員企業とをまとめて雇用率を算定できることになっています。

(東京都中小企業団体中央会)



事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 事 業 目 標	担 当
39 事業協同組合の活用による 新たな仕組の検討	事業協同組合等向 けの研修会の実施	事業協同組合等による障 害者雇用事例と問題点の洗 い出しの整理を行う。	【事業所管】 東京都中小企 業団体中央会

行動16

中小企業に対する支援を強化します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○中小企業障害者雇用支援助成事業の推進

東京都は、障害者の雇用開始後、国の助成期間と合わせて3年間について、都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進・定着を図ります。

○東京ジョブコーチ支援事業の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うことにより、障害者の職場定着を図ります。

○総合コーディネート事業の推進

東京しごと財団が、総合コーディネート事業の一環として、企業合同説明会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

○障害者雇用優良企業登録制度の創設

障害者を多数雇用している企業の登録を募り、シンボルマークの作成、ホームページ等での紹介等により、その取組を東京都が広く周知していきます。

また、登録企業のうち、中小企業については、東京都中小企業制度融資の産業力強化融資制度を適用していきます。

(東京都、東京しごと財団)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>40 中小企業障害者雇用支援助成事業 国の「特定求職者雇用開発助成金」受給満了後、中小企業に対して、最大2年間の賃金助成を行う。(就業場所が都内、「特開金」満了後も引き続き雇用継続が条件。) 【給付内容】 ・重度障害者 月額3万円(定額) ・重度以外 月額1万5千円(〃) ・訪問相談員による相談支援</p>	<p>継続雇用計画書提出件数：110件 支給決定件数：46件 助成金額計 ：6,450千円</p>	<p>都内の中小企業の就業支援と定着支援を図る。 21年度支給決定予定件数 1410件</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>41 東京ジョブコーチ支援事業の推進(再掲) 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。</p>	<p>ジョブコーチ数：20名 支援開始数：67件 稼働延日数：234日</p>	<p>ジョブコーチ数：40名登録 21年度20名養成 支援目標320件 知的障害者中心から精神障害者等への支援拡大</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>42 総合コーディネート事業の推進 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。</p>	<p>(1)就労支援機関との打合せ会：2回 (2)普及啓発セミナー：14回 (3)求職者と就職者の交換会：2回 (4)企業合同説明会：2回 (5)就労総合相談会：4回 (6)職場体験学習：317件等</p>	<p>(1)就労支援機関との打合せ会 年2回 (2)普及啓発セミナー年9回 (3)求職者と就職者の交換会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就労総合相談会 年4回 (6)職場体験学習 年300件 他</p>	<p>【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団心身障害者職能開発センター</p>
<p>43 障害者雇用優良企業登録制度の推進 【障害者雇用優良企業】 ・都内に本社又は事業所を設置 ・労働者が300人未満 ・障害者雇用率が2.1%以上 等</p>	<p>21.3 シンボルマーク・名称決定 21.4.1 登録受付開始</p>	<p>障害者を率先して雇用し、能力活用に積極的な企業の登録を募り、シンボルマークの利用、東京都のホームページへの掲載により、企業のイメージアップと、障害者雇用の普及啓発を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>44 「特定求職者雇用開発助成金」の活用 身体・知的障害者 1年6月 90万円→135万円 身体・知的(重度・45歳以上) 2年 160万円→240万円 短時間労働 1年6月 60万円→90万円</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>中小企業の事業主に対する国の雇入れ助成金が拡充されたため、これを中小企業に周知し、活用を促し、障害者の雇用・雇用継続を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p>
<p>45 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用 雇用経験のない中小企業が、ハローワークの紹介により障害者を雇用する場合、100万円を支給する。</p>	<p>21年度 新規事業</p>	<p>新たな「障害者雇用ファーストステップ奨励金」を活用し、雇用経験のない中小企業が障害者の雇用に踏み出せるよう支援する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p>

視点8 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

企業への個別指導に当たっては、業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の状況に応じて具体的な提案・支援型指導を実施します。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会・企業グループ面接会などを開催します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、すみやかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

(東京労働局)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>46 基準に基づいた指導 大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。</p>	<p>指導件数：33,429件 企業名公表：2件</p>	<p>改正障害者雇用促進法の周知徹底、窓口での就職支援とともに厳正な雇用率達成指導の実施、在職障害者の雇用維持・定着支援の実施により、法定雇用率未達成企業の指導を強化し、さらに、公的機関に対する指導も強化していく。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p>

視点9 公的機関も雇用拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

東京都は、身体障害者を660人雇用しています（雇用率3.09%）。

東京都教育委員会は、身体障害者を709人雇用していますが、実雇用率は1.73%（法定雇用率2.0%）と法定雇用率に達しておらず、今後、雇用の拡充について検討していきます。

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を開始しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

今後、都庁のチャレンジ雇用を拡充するとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。 （東京都）

<コラム2>

都庁チャレンジ雇用（20年度前期）の経験者の声（業務日誌より）

Aさん ……

○アンケートのパソコン入力では読みにくいのが何箇所もありましたが、打ち終わってよかったです。あとは最後の見直しをしたいと思います。

○コピー機や印刷機での立ち作業では、集中して足の疲れを忘れていたことがありました。でも、セミナーなどで使われているのを見ると、頑張った甲斐がありました。

Bさん ……

製本テープを貼るときに、シワと隙間ができないように貼るのがとても難しかったです。これも含めて全部勉強になったので、よかったです。

東京都に来て思うのは、「経験・勉強・挑戦」になることが多いということです。

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
47 教育委員会の一般の雇用の 拡充 教員採用における障害者対象 の相談会の実施など個別の取組 を進めるほか、障害者雇用を大 きく拡充するための方策につい て検討を進める。	724名 (20.6.1現在)	教育委員会の雇用の拡充 のための具体的な方策につ いて、知事部局とも連携し 引き続き検討していく。	【事業所管】 東京都教育委 員会
48 チャレンジ雇用の拡充 知的障害者・精神障害者を臨 時職員として短期雇用する。 【期 間】 4ヶ月間→6ヶ月間 【人 数】 12人→16人	4ヶ月間 12人雇用	都庁でのチャレンジ雇用 を拡充するとともに、区市 町村等でもチャレンジ雇用 に取組めるよう支援してい く。	【事業所管】 東京都
48-2 【緊急雇用創出事業】によ るチャレンジ雇用 厳しい雇用情勢において離職 を余儀なくされた知的障害者・ 精神障害者を臨時職員として短 期雇用する。 【期 間】 6ヶ月 【人 数】 13人	21年度 新規事業	離職した障害者を都庁や 事業所において雇用して、 訓練し、企業での再就職へ のステップとする。	【事業所管】 東京都

視点10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19

「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

(就労支援機関、東京都教育委員会、東京都)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>49 個別移行支援計画の引継ぎ 特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人ひとりのニーズに応じた継続的支援な進路指導、就労支援を実施する。</p>	<p>個別の教育支援計画をすべての特別支援学校で作成。</p>	<p>区市町村障害者就労支援センター等と情報を共有し、実習先での職業指導や、職場定着等を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会</p> <p>【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関</p>

行動20

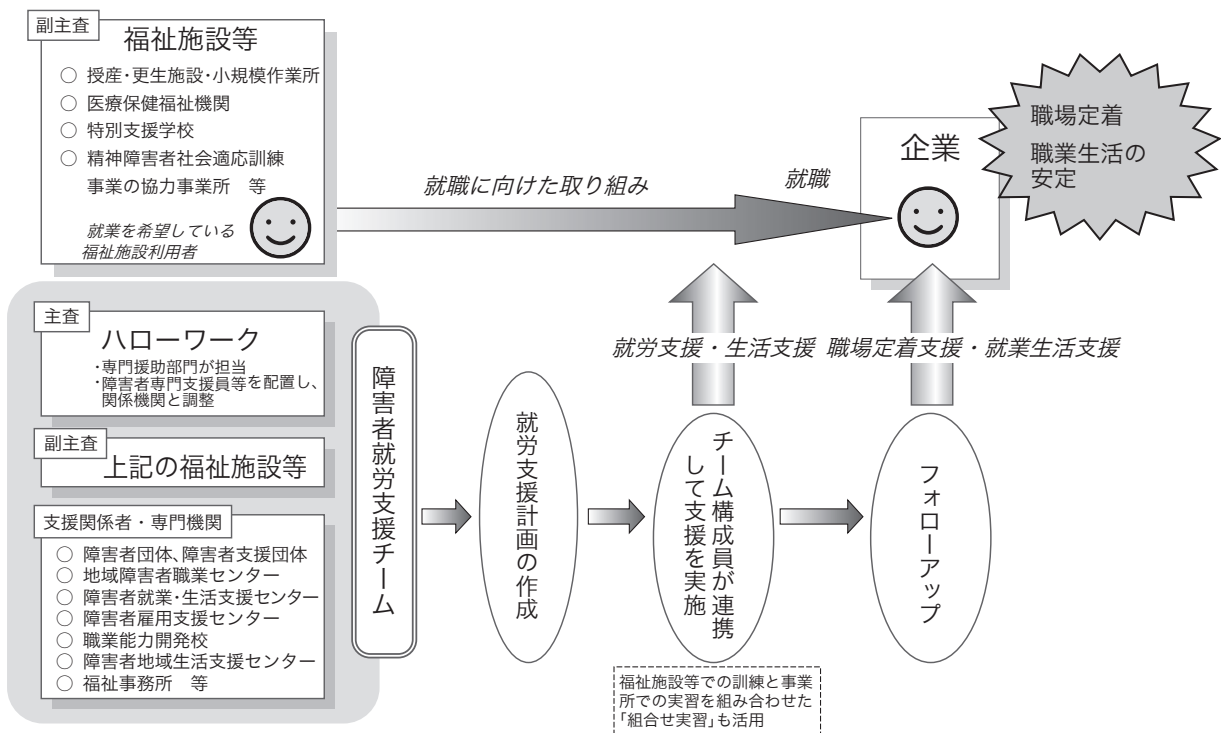
ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施し、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～



(ハローワーク、福祉施設、就労支援機関)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 事業目標	担 当
<p>50 ハローワークを中心とした チーム支援の実施</p> <p>ハローワークが地域の福祉施設や支援機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職の準備段階から就職後の定着まで一貫した支援を行う。</p>	<p>チーム支援就職件数：1,077件</p>	<p>地域の関係機関等との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を積極的に展開する。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関</p>

事業名一覧

1	就労支援ネットワーク強化・充実事業	東京都（福祉保健局）
2	職業リハビリテーション推進フォーラムの実施	東京障害者職業センター
3	区市町村障害者就労支援事業の充実	東京都（福祉保健局）
4	障害者就業・生活支援センター事業の拡充	東京労働局・東京都（産業労働局・福祉保健局）
5	障害者一般就労・職場定着促進支援事業	東京都（福祉保健局）
6	離職・再チャレンジ支援助成事業	東京都（福祉保健局）
7	民間を活用した企業開拓	東京都教育委員会
8	知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	東京都教育委員会
9	東京障害者職業能力開発校における訓練の推進	東京都（産業労働局）
10	一般校における障害者職業能力開発訓練の推進	東京都（産業労働局）
11	障害者職場実習ステップアップモデル事業	東京都（福祉保健局）
12	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充	東京都（産業労働局）
13	職場実習・職場見学促進事業	東京都（福祉保健局）
14	地域開拓促進コーディネーターの設置	東京都（福祉保健局）
15	キャリアカウンセリングの普及	東京都（福祉保健局）
16	就労支援体制レベルアップ事業	東京都（福祉保健局）
17	就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供	東京障害者職業センター
18	支援プログラム（職業評価等）の普及	東京障害者職業センター
19	精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布	東京都（産業労働局）
20	東京ジョブコーチ支援事業の推進	東京都（産業労働局）
21	精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化	東京障害者職業センター
22	精神障害者の職場復帰支援の推進	東京障害者職業センター
23	精神障害者の雇用継続支援の推進	東京障害者職業センター
24	事業の紹介（ステップアップ雇用奨励金）	東京労働局
25	企業への障害者雇用相談の実施	東京経営者協会
26	【緊急雇用創出事業】企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業	東京都（産業労働局）
27	「特例子会社等設立促進助成金」の活用	東京労働局
28	経営者向けセミナー等の実施	東京経営者協会
29	事業者向けセミナー等の実施	東京商工会議所
30	特別支援学校等との情報交換	東京商工会議所
31	企業向け普及啓発セミナー	東京都（産業労働局・福祉保健局・教育委員会）
32	企業向けワークショップ等の実施	東京障害者職業センター
33	障害者雇用促進月間におけるPRの実施	東京都・東京しごと財団
34	障害者雇用週間におけるPRの実施	東京都（福祉保健局）
35	就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布	東京都（福祉保健局）
36	学校PR～企業向けDVDの作成・配布	東京都教育委員会
37	雇用好事例集などの作成	東京障害者職業センター
38	重度障害者等雇用企業実態調査の実施	東京都（産業労働局）
39	事業協同組合の活用による新たな仕組の検討	東京都中小企業団体中央会
40	中小企業障害者雇用支援助成事業	東京都（産業労働局）
41	東京ジョブコーチ支援事業の推進（再掲）	東京都（産業労働局）
42	総合コーディネート事業の推進	東京都・東京しごと財団
43	障害者雇用優良企業登録制度の推進	東京都（産業労働局）
44	「特定求職者雇用開発助成金」の活用	東京労働局
45	「障害者雇用ファーストステップ奨励金」の活用	東京労働局
46	基準に基づいた指導	東京労働局
47	教育委員会の雇用の拡充	東京都教育委員会
48	チャレンジ雇用の拡充 -2【緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用	東京都（産業労働局・福祉保健局）
49	個別移行支援計画の引継ぎ	東京都教育委員会
50	ハローワークを中心としたチーム支援の実施	東京労働局

事業所管

東京都（福祉保健局）
東京障害者職業センター
東京都（福祉保健局）
東京労働局・東京都（産業労働局・福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都教育委員会
東京都教育委員会
東京都（産業労働局）
東京都（産業労働局）
東京都（福祉保健局）
東京都（産業労働局）
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京障害者職業センター
東京障害者職業センター
東京都（産業労働局）
東京都（産業労働局）
東京障害者職業センター
東京障害者職業センター
東京障害者職業センター
東京労働局
東京経営者協会
東京都（産業労働局）
東京労働局
東京経営者協会
東京商工会議所
東京商工会議所
東京都（産業労働局・福祉保健局・教育委員会）
東京障害者職業センター
東京都・東京しごと財団
東京都（福祉保健局）
東京都（福祉保健局）
東京都教育委員会
東京障害者職業センター
東京都（産業労働局）
東京都中小企業団体中央会
東京都（産業労働局）
東京都（産業労働局）
東京都・東京しごと財団
東京都（産業労働局）
東京労働局
東京労働局
東京労働局
東京都教育委員会
東京都（産業労働局・福祉保健局）
東京都教育委員会
東京労働局

東京都障害者就労支援協議会 委員名簿

	役 職	氏 名
○ 1	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科 教授	朝日 雅也
2	障害者就業・生活支援センター オープナー 施設長	天野 聖子
◎ 3	学習院大学 経済学部 教授	今野 浩一郎
4	株式会社ファーストリテイリング グループ総務部長	植木 俊行
5	株式会社福祉ベンチャーパートナーズ 代表	大塚 由紀子
6	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者職業センター 所長	岡野 茂
7	東京都中小企業団体中央会 労働課長	小林 茂則
8	都立永福学園 校長	小林 進
9	東京商工会議所 労働委員会幹事会委員 (SMK 株式会社人事企画部次長)	田邊 康夫
10	東京労働局 職業安定部長	福島 孝
11	ヤマトホールディングス株式会社 人事戦略マネージャー	三重堀 敦也
12	横河電機株式会社 経営監査本部 企業倫理・CSR 部 CSR 推進グループ	箕輪 優子
13	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 地域生活支援統括本部 統括寮長	宮武 秀信
14	東京経営者協会 経営・労働部 課長	山鼻 恵子

◎は座長、○は副座長

幹 事

1	産業労働局 雇用就業部長	小田 昭治
2	財団法人東京しごと財団 事務局長	田倉 英明
3	教育庁参事 (特別支援教育推進担当)	前田 哲
4	福祉保健局 障害者施策推進部長	芦田 真吾

東京都障害者就労支援協議会

事務局名簿

	組 織	所 属
1	東京労働局	職業安定部 職業対策課長
2	東京労働局	職業安定部 職業対策課長補佐
3	東京労働局	職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係長
4	産業労働局	総務部 副参事（企画担当）
5	産業労働局	総務部 企画計理課 企画主査
6	産業労働局	雇用就業部 副参事（計画調整担当）
7	産業労働局	雇用就業部 調整課 計画係長
8	産業労働局	雇用就業部 就業推進課長
9	産業労働局	雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進係長
10	産業労働局	雇用就業部 能力開発課長
11	産業労働局	雇用就業部 能力開発課 公共訓練係長
12	教育庁	総務部 教育政策室 政策担当課長
13	教育庁	総務部 教育政策室 政策主査
14	教育庁	都立学校教育部 副参事（特別支援学校改革推進担当）
15	教育庁	都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援教育企画担当係長
16	教育庁	指導部 副参事（特別支援学校教育担当）
17	教育庁	指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事
18	総務局	人事部 人事課 人事主査
19	知事本局	計画調整部 副参事（調整担当）
20	知事本局	計画調整部 計画調整課 調整主査
21	福祉保健局	総務部 企画担当課長
22	福祉保健局	総務部 企画計理課 企画調整主査
23	福祉保健局	障害者施策推進部 副参事（就労支援担当）
24	福祉保健局	障害者施策推進部 自立生活支援課 就労支援係長
25	福祉保健局	障害者施策推進部 自立生活支援課 就労促進担当係長